



原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成25年3月29日 現在)

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シイタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
穀類	大豆	一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)
穀類	ソバ	盛岡市(旧洪民村の区域に限る。)及び一関市(旧大原町の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。)、奥州市(旧衣川村の区域に限る。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。)ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	くさそてつ(こごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
穀類	大豆	栗原市(旧金田村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)
穀類	米(平成25年産)	栗原市(旧津波村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される大豆を除く。)
水産物	ソバ	栗原市(旧金成村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。)、大崎市(旧一栗村の区域に限る。)
	ヒガングフ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒラメ	
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	イシガレイ	
	コモンカスベ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	ニベ	
	マダラ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	
肉	ギンブナ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村

※ 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成25年3月29日 現在)

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町
	さんしゅう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	せんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
水産物	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
その他	茶	鹿沼市
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、小川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
その他	茶	洪川市
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市、山武市
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
その他	茶	成田市
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	御殿場市、小山町

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成25年3月29日現在

福島県		出荷制限
原乳		<p>H23.3.21~: 下記の地域以外: H23.3.21~4.8解除: 喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町 H23.3.21~4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、郡山市、田村市（旧郡路村の区域を除く）、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、磐梯町、矢吹町、泉郷町、中島村、西郷村、鶴岡村、坂町、矢祭町、いわき市 H23.3.21~4.21解除: 相馬市、新地町 H23.3.21~5.1解除: 喜多方市（福島県のうち、島倉、大内、川内、川子及び境崎を除く区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域を除く。） H23.3.21~6.6解除: 田村市（福島第一原子力発電所から半径2キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字吹屋、原町区高倉字吹屋上、原町区高倉字吹屋森、原町区高倉字吹屋下、原町区高倉字吹屋森、原町区馬場字五方山、原町区馬場字横川、原町区馬場字兼師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.21~10.7解除: 会若松市、桑折町、天栄村、磐梯村、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川町、昭和村、古殿町、鶴巣町（東京電力第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲の区域を除く。）</p>
ホウレンソウ、カキナ		<p>H23.3.21~: 下記の地域以外: H23.3.21~5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、坂町、西郷村、東郷村、中島村、鶴川村 H23.3.21~5.11解除: 会若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川町、昭和村、推技枝町 H23.3.21~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木森、原町区馬場字坂台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字兼師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.21~6.1解除: 田村市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、白河市、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.21~6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、湯川町、昭和村、推技枝町 H23.3.21~11.4解除: 広野町、川内町（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。） H23.3.21~125.329解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲の区域に限る。）</p>
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)		<p>H23.3.23~: 下記の地域以外: H23.3.23~5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、坂町、西郷村、東郷村、中島村、鶴川村 H23.3.23~5.11解除: 会若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川町、昭和村、推技枝町 H23.3.23~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木森、原町区馬場字坂台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字兼師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23~6.1解除: 田村市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、白河市、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23~6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、湯川町、昭和村、推技枝町 H23.3.23~11.4解除: 広野町、川内町（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。） H23.3.23~125.329解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲の区域に限る。）</p>
その他すべて		<p>H23.3.23~: 下記の地域以外: H23.3.23~4.27解除: 会若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川町、昭和村、推技枝町 H23.3.23~5.4解除: 都市市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、三塙町、小野町、玉川村、平田村 H23.3.23~5.11解除: 都市市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、三塙町、小野町、玉川村、平田村 H23.3.23~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木森、原町区馬場字坂台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字兼師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23~6.1解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、白河市、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23~6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、湯川町、昭和村、推技枝町 H23.3.23~11.4解除: 広野町、川内町（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。） H23.3.23~125.329解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲の区域に限る。）</p>
結球性葉菜類(キャベツ等)		<p>H23.3.23~: 下記の地域以外: H23.3.23~4.27解除: 会若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川町、昭和村、推技枝町 H23.3.23~5.4解除: 都市市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、三塙町、小野町、玉川村、平田村 H23.3.23~5.11解除: 都市市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、櫛原町、矢祭町、瑞穂町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.23~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木森、原町区馬場字坂台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字兼師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23~6.1解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、白河市、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23~6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、湯川町、昭和村、推技枝町 H23.3.23~11.4解除: 広野町、川内町（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。） H23.3.23~125.329解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲の区域に限る。）</p>
アブラナ科の花菜類(ブロッコリー、カリフラワー等)		<p>H23.3.23~: 下記の地域以外: H23.3.23~4.27解除: 会若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川町、昭和村、推技枝町 H23.3.23~5.4解除: 田村市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、白河市、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23~5.11解除: 田村市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、櫛原町、矢祭町、瑞穂町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.23~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木森、原町区馬場字坂台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字兼師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23~6.1解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、白河市、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23~6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、湯川町、昭和村、推技枝町 H23.3.23~11.4解除: 広野町、川内町（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。） H23.3.23~125.329解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲の区域に限る。）</p>
カブ		<p>H23.3.23~: 下記の地域以外: H23.3.23~5.4解除: 福島市、二本松市、伊達市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川町、昭和村、推技枝町 H23.3.23~5.18解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、白河市、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23~6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木森、原町区馬場字坂台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字兼師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23~6.23解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、白河市、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23~11.4解除: 広野町、川内町（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。） H23.3.23~125.329解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲の区域に限る。）</p>
野菜類	原木しいたけ(露地栽培)	<p>H23.4.10~: 镜石町 H23.4.10~4.25解除: いわき市 H23.4.25~: 本賣市 H23.4.10~5.18解除: 田村市、喜多方市、北塙原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、櫻枝町 H23.4.25~6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木森、原町区馬場字坂台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字兼師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.4.25~6.23解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、白河市、天栄村、玉川村、平田村 H23.10.18~: 二本松市 H23.7.19~: 伊達市 H23.7.22~: 航空機 H23.7.19~9~解除: 本賣市 H23.11.14~: 川内町 H23.10.31~: 镜石町、いわき市 H23.9.8~: 植物園、吉田町（米農振園に属する野生キノコに限る） H23.9.15~: 福島市、二本松市、伊達市、本賣市、磐石市、須賀川市、田村市、白河市、柏原市、南相馬市、いわき市、桑折町、國見町、川俣町、鏡石町、石川町、越路町、吉田町、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、広野町、吉野町、櫻原町、矢祭町、瑞穂町、玉川町、平田村、西郷村、泉崎町、三春町、小野町、吉田町、櫻原町、吉見町、川俣町、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、広野町、吉野町、昭和町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、湯川町、昭和村、推技枝町 H23.10.18~: 二本松市 H23.9.15~: 镜石町、新地町 H23.7.19~: 伊達市 H23.7.22~: 航空機 H23.7.19~9~解除: 本賣市 H24.10.19~: 伊達市 H24.10.19~: 镜石町、新地町 H24.10.19~: 二本松市 H24.5.14~: 伊達市 H24.5.14~: 福島市 H24.5.15~: 田村市 H24.5.16~: 田村市 H24.5.17~: 田村市、磐石市 H24.5.18~: 田村市、磐石市、吉田町 H24.5.19~: 田村市、磐石市、吉田町、喜多方市 H24.5.20~: 田村市、磐石市、吉田町、喜多方市 H24.5.21~: 田村市、磐石市、吉田町、喜多方市 H24.5.22~: 田村市、磐石市、吉田町、喜多方市 H24.5.23~: 田村市、磐石市、吉田町、喜多方市 H24.5.24~: 田村市 H24.5.10~: 伊達市、伊達市 H24.5.17~: 喜多方市、福島市、川俣町 H24.6.2~: 福島市、伊達市、新地町 H23.6.8~: 南相馬市 H24.6.6~H24.7.11解除: 相馬市 ユズ</p>

※ [ ]の箇所は、出荷制限の対象



原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の実績: 平成25年3月29日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～: 十和田市、階上町 H24.10.30～: 青森市
水産物	マダラ	H24.8.27～H24.10.1解除: 青森県東通村気賀灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた地域
岩手県		出荷制限
たけのこ	原木(露地栽培)	H24.5.31～: 一関市、奥州市 H24.4.12～: 一関市、奥州市
		H24.4.13～: 駿前高田町、住田町
原木しいたけ(露地栽培)		H24.4.25～: 一関市、紫石市、奥州市、平泉町、大船町 H24.5.7～: 花巻市、北上市、遠野市、象ヶ崎町、山田町
原木なめこ(露地栽培)		H24.5.10～: 大船渡市、紫石市 H24.10.23～: 駿前高田町
野菜類		H24.10.12～: 一関市、奥州市 H24.10.15～: 一関市、鶴岡高田町、平泉町 H24.10.16～: 紫石市 H24.10.18～: 奥州市 H24.10.29～: 大船渡市、金ケ崎町 H24.11.7～: 一関市、花巻市
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.5.10～: 奥州市、花巻市 H24.5.14～: 紫石市 H24.5.15～: 紫石市 H24.5.18～: 住田町
	セリ(野生のものに限る。)	H24.5.20～: 一関市、奥州市 H24.5.19～: 一関市、奥州市
	ぜんまい	H24.5.18～: 住田町
	わらび(野生のものに限る。)	H24.5.18～: 奥州市、駿前高田町
椎段		H25.1.4～H25.2.4一部解除: 一関市(旧岩清水村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除外。)
殺筋	ソバ	H24.11.13～H24.12.12一部解除: 駿前町、(浪波町村の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除外。)
	スズキ	H24.11.30～: 駿州市(旧刈川村の区域に限る。)
水産物	クロダイ	H24.10.25～: 最大高潮時海岸線上平宮城福島界の正東の線、我が国固有他の經濟水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城福島界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.5.2～H25.1.1解除: 最大高潮時海岸線上平宮城福島界の正東の線、我が国固有他の經濟水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城福島界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.8～: 鶴井川(支流を含む。)及び岩瀬川(支流を含む。)
	ウグイ	H24.5.11～: 城南県内の大川(支流を含む。)及び開拓内の北上川のうちさわや四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石羽根ダムの上流、人保ダムの上流、外山ダムの上流、田代ダムの上流、開拓ダムの上流、豊氏ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉	H23.8.1～H23.9.25一部解除: 金城町(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は除外。)
	クマの肉	H24.5.10～: 金城町
	シカの肉	H24.7.26～: 金城町
	ヤマドリの肉	H24.10.22～: 金城町
宮城県		出荷制限
たけのこ		H24.5.1～: 白石市、丸森町 H24.5.29～: 黒川郡
		H24.1.19～: 白石市、角田市 H24.3.15～: 駒石町 H24.4.5～: 谷田町 H24.4.11～: 気仙沼市、南三陸町 H24.4.12～: 黒川郡
野菜類	原木しいたけ(露地栽培)	H24.4.19～: 石巻市 H24.4.20～: 大崎市 H24.4.21～: 仙台市、黒川郡 H24.4.27～: 仙台市、黒川郡、名取市、柴田町 H24.5.7～: 川崎町、大崎市、黒川郡 H24.5.8～: 色麻町 H24.5.10～: 七ヶ宿町 H24.5.18～: 大崎町
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～: 黒川郡、大崎市
	くさそてつ(にごみ)	H24.4.27～: 大崎市、黒川郡
	こしあぶら	H24.5.8～: 大崎市、黒川郡、七ヶ宿町
	ぜんまい	H24.5.11～: 黒川郡、大崎町
椎段	大豆	H25.1.4～H25.3.15一部解除: 黒川郡(旧金田村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除外。)
米(平成25年度)		H23.8.19～: 黒川郡(旧羽川村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除外。)
殺筋	ソバ	H24.11.16～H25.1.1一部解除: 黒川郡(旧金城村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除外。)
	クロダイ	H24.4.28～: 言瀬石巻市金華山頂上から正東の線、我が国固有他の經濟水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城福島界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社、黒川郡大崎海岸線で囲まれた海域
	スズキ	H24.11.18～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国固有他の經濟水域の外縦線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社、黒川郡大崎海岸線で囲まれた海域
水産物	ヒラメ	H24.4.12～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国固有他の經濟水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城福島界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社、黒川郡大崎海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.5.2～H24.8.30解除: マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。)
	ヒガシフグ	H24.5.2～H25.1.1解除: ヒガシフグ(1尾の重量が1キログラム以上のものに限る。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国固有他の經濟水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城福島界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社、黒川郡大崎海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.20～: 宮城県内の大武川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
		H24.5.14～: 大仙川のひきぬきダムより上流(支流を含む。)及び大仙川の秋田大橋の上流(支流を含む。)
		H24.5.24～: 三泊川の2つち鳴子ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、源川及びその支流並びに荒川4号堰堤の上流を除く。)
		H24.5.28～: 正合川の2つち鳴子ダムの上流(支流を含む。)及び正合川(支流を含む。)
		H24.8.22～: 二泊川の2つち鳴子ダムの上流(支流を含む。)及び金石川の2つち鳴子ダムの上流(支流を含む。)
		H24.4.28～: 広瀬川(支流を含む。)
	ウグイ	H24.4.20～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
		H24.5.28～: 宮城県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉	H23.7.29～H23.9.25一部解除: 金城町(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は除外。)
	インジンの肉	H24.5.22～: 仙田町、丸森町、山田町
	クマの肉	H24.8.25～: 金城町(上越地域を除く。)
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.5.10～: 金城町
茨城県		出荷制限
原乳		H23.3.23～4.10解除: 全県
野菜類		H23.3.21～4.11解除: 全県(下記の地域を除く。) H23.3.21～6.1解除: 北茨城市、桜川市 H23.3.21～4.17解除: 全県 H23.3.21～4.17解除: 全県 H24.4.8～: 船橋市、小美玉市、つくばみらい市 H24.4.13～: 石岡市、鹿島崎町、取手市、守谷市、茨城町、利根町 H24.4.19～: ひたちなか市、鉾田市、真壁町 H24.4.28～: ひたちなか市、大洗町
	原木シタケ(露地栽培)	H23.10.14～: 土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H24.4.4～: 常陸太田市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.13～: ひたちなか市、那珂市
	原木シタケ(施設栽培)	H23.10.14～: 土浦市、鉾田市 H23.11.10～: 茨城町
	こしあぶら	H24.5.10～: 日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。)
水産物	イシクラゲ	H24.5.10～: 最大高潮時海岸線上鳥取県境界の正東の線、我が国固有他の經濟水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城県境界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シロメバル	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上鳥取県境界の正東の線、我が国固有他の經濟水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城県境界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	二べ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上鳥取県境界の正東の線、我が国固有他の經濟水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城県境界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上鳥取県境界の正東の線、我が国固有他の經濟水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城県境界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上鳥取県境界の正東の線、我が国固有他の經濟水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城県境界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	コモンカスベ	H24.4.1～: 最大高潮時海岸線上鳥取県境界の正東の線、我が国固有他の經濟水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城県境界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメイカリナマズ(養殖を除く。)	H24.4.17～: 駒ヶ瀬、名古屋市外洋漁港並びにこれらの範囲に深入する河川並びに魚類糞川(無害を除く。)
	キンブナ	H24.4.17～: 駒ヶ瀬、名古屋市外洋漁港並びにこれらの範囲に深入する河川並びに魚類糞川(無害を除く。)
	ウナギ	H24.5.7～: 駒ヶ瀬、名古屋市外洋漁港並びにこれらの範囲に深入する河川、常滑利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
肉	イソシジの肉	H23.12.2～H23.12.21一部解除: 金城町(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイソシジの肉を除く。)
福島県		出荷制限
		H23.8.2～: 以下の地域以外: H23.6.2～10.18解除: 古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町 H23.6.2～H24.4.9解除: 大字町 H23.6.2～H24.5.2解除: 常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2～H24.5.30解除: 石岡市、那珂市、城里町 H23.6.2～H24.6.5解除: 錦町 H23.6.2～H24.7.2解除: 水戸市 H23.6.2～H24.8.20解除: 高萩市 H23.6.2～H24.9.12解除: 日立市 H23.6.2～H24.10.5解除: 茨城町 H23.6.2～H24.10.11解除: つくば市

\* [ ] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の実績:平成25年3月29日現在

栃木県		出荷制限	
ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除: 那須塩原市、猿谷町 H23.3.21～4.21解除: 全域		
カキナ	H23.3.21～4.21解除: 全域		
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.2～: 日光市、真岡市、那須塩原市、牧子町、那珂川町 H24.8.2～: 鹿沼市 H24.8.2～: 大田原市 H24.8.29～: 太田原市 H24.10.10～: 塩谷町 H24.10.12～: 那須烏山市 H24.5.1～: 那須塩原市、那須町 H24.5.7～: 日光市、大田原市 H24.8.13～: 天板橋町		
タケノコ	H24.4.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10～: 宇都宮市、古くら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～: 大田原市、日光市、益子町 H24.4.12～: 足利市、鹿沼市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.19～: 栃木市、壬生町		
原木シタケ(露地栽培)	H24.2.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10～: 宇都宮市、古くら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.12～: 足利市、鹿沼市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.19～: 栃木市、壬生町		
原木シタケ(施設栽培)	H24.2.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10～: 芳賀町、那須町 H24.4.12～: 大田原市 H24.5.29～: 古くら市 H24.6.4～: 鹿沼市 H24.6.28～: 壬生町 H24.11.29～: 日光市 H24.3.1.7～: 鹿沼市、矢板市		
野菜類	H24.11.18～: 大田原市、那須塩原市 H24.11.14～: 足利市、鹿沼市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、高根沢町 H24.4.1.1～: 宇都宮市 H24.4.1.5～: 塙谷町 H24.4.1.9～: 高根沢町 H24.11.14～: 那須塩原市、日光市 H24.10.4～: 天板橋町 H24.10.14～: 那須町 H24.10.25～: 佐野市 H24.1.1.2～: 鹿沼市 H24.1.1.8～: 王生町 H24.11.12～: 那須川町 H24.11.19～: 那須烏山市 H24.12.11～: 大田原市 (くさそて(にごみ)(野生のものに限る。) H24.5.1～: 大田原市、那須町 H24.5.2～: 那須塩原市 H24.5.1～: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.5.2～: 宇都宮市、那須烏山市(野生のものに限る。) H24.5.7～: 鹿沼市、日光市、宇都宮市、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。) H24.5.15～: 古くら市(野生のものに限る。) H24.5.16～: 宇都宮市、日光市 H24.5.18～: 大田原市 せんまい(野生のものに限る。) H24.5.7～: 日光市、那須町(野生のものに限る。) たらのめ(野生のものに限る。) H24.4.1.5～: 那須町 わらび(野生のものに限る。) H24.5.17～: 大田原市、鹿沼市 H24.5.14～: 那須塩原市、那須町 クリ		
水産物	ヤマメ(稚魚を除く。) イカ(稚魚を除く。) ウグイ(稚魚を除く。)	H24.8.10～H25.3.26解除: 段木川の源流武藏川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む)ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。 H24.9.10～H25.3.26解除: 段木川(支流を含む)。 H24.8.20～: 那須県内の那須烏山川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む)。 H24.5.7～H24.9.26解除: 大芦川(支流を含む)ただし、荒井川及びその支流を除く。 H24.5.30～H24.9.26解除: 荒井川(支流を含む)。 H24.5.30～H25.1.26解除: 武茂川(支流を含む)及び那須県内の那須川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む)ただし、塙面ダムの上流及びその支流を除く。 )	
肉	牛の肉 イノシシの肉 シカの肉	H22.8.2～H22.8.25～一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛の肉を除く)。 H23.12.2～H23.12.5～一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く)。 H23.1.2.2～: 金城	
その他	茶	H23.7.8～H24.6.1解除: 栃木市 H23.7.8～H25.3.26解除: 大田原市	
群馬県		出荷制限	
農産物	ホウレンソウ カキナ キノコ類(野生のものに限る。)	H23.3.21～4.6解除: 全域 H23.3.21～4.6解除: 全域 H24.8.25～: 渋田市、東吾妻町、塙村 H24.10.10～: 東山村 H24.10.23～: 安中市 H24.11.13～: 長野原町 H24.4.27～: 那須川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所至那須川取水施設までの区間(支流を含む)、小川川(支流を含む)及び桃ノ木川(支流を含む)。 H24.4.27～H24.11.9解除: 津根川(支流を含む)。 H24.6.8～: 那須川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所至那須川取水施設までの区間(支流を含む)及び鹿沼川(支流を含む)。 イワナ(稚魚を除く。) H24.10.10～: 金城 クマの肉 シカの肉 ヤマドリの肉	
水産物	ヤマメ(稚魚を除く。) イカ(稚魚を除く。) ウグイ(稚魚を除く。)	H24.4.27～H24.9.26解除: 津根川(支流を含む)。 H24.6.8～H24.11.9解除: 岩島橋(支流を含む)。 H24.6.8～H24.11.9解除: 白井橋(支流を含む)。	
肉	イノシシの肉 シカの肉	H24.10.10～: 金城 H24.11.14～: 金城 H25.1.23～: 金城	
その他	茶	H23.6.30～H24.5.26解除: 桐生市	
埼玉県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～: 塙町、猪野町 H24.10.29～: ときがわ町 H24.11.5～: 塙町	
千葉県		出荷制限	
農産物	ホウレンソウ シユウギョウ、テンゲンサイ、サンチュ バセリ セルリー	H23.4.4～4.22解除: 埼市、取手市、多古町 H23.4.4～4.22解除: 埼市 H23.4.4～4.22解除: 埼市 H23.4.4～4.22解除: 埼市 タケノコ	
水産物	ヤマメ(稚魚を除く。) イワナ(稚魚を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解除: 津根川(支流を含む)。 H24.6.8～H24.11.9解除: 岩島橋(支流を含む)。 H24.6.8～H24.11.9解除: 白井橋(支流を含む)。	
肉	イノシシの肉 シカの肉	H24.10.10～: 金城 H24.11.14～: 金城 H25.1.23～: 金城	
その他	茶	H23.6.30～H24.5.26解除: 桐生市	
水産物	キンブナ	H24.7.19～: 幸賀沼及び幸賀沼に流入する河川(支流を含む)、平賀川(支流を含む)。	
肉	イノシシの肉	H24.11.5～H25.1.18～一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く)。	
その他	茶	H23.5.2～: 成田市 H23.5.2～H24.1.26解除: 大網白里町 H23.7.4～H24.5.26解除: 鹿嶋市 H23.6.2～H24.5.26解除: 八街市 H23.6.2～H24.5.26解除: 野田市、富里市、山武市	
神奈川県		出荷制限	
その他	茶	H23.6.2～8.26解除: 南足柄市 H23.6.23～9.12解除: 松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除: 芥川町、清川村 H23.6.23～10.26解除: 相模原市 H23.6.27～10.26解除: 中井町 H23.6.2～11.11解除: 小田原市 H23.6.2～11.10解除: 真鶴町 H23.6.2～H24.4.15解除: 遠足原町	
新潟県		出荷制限	
肉	クマの肉	H24.11.5～: 全域(佐渡市及び東島浦村を除く)。	
山梨県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村	
長野県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～: 鹿井沢町、御代田町 H24.10.1～: 小海町、南牧村 H24.10.11～: 佐久市	
静岡県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～: 御殿場市、小山町	

\* [ ] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:平成25年3月29日現在

福島県		摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	<b>H23.3.23~ 下記の地域以外</b>	
	H23.3.23~5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23~5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
	H23.3.23~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋佐、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
	H23.3.23~6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23~6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村	
	H23.3.23~11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
野菜	<b>H23.3.23~ 下記の地域以外</b>	
	H23.3.23~4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
	H23.3.23~5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23~5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋佐、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
	H23.3.23~10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
	H23.3.23~H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	
アブラナ科の花薔薇類(ブロッコリー、カリフラワー等)	<b>H23.3.23~ 下記の地域以外</b>	
	H23.3.23~4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)	
	H23.3.23~5.4解除: いわき市	
	H23.3.23~5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23~5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、只見町	
	新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋佐、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村	
	H23.3.23~10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
原木しいたけ(露地)	H23.3.23~H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	
	<b>H23.4.13~: 横館村</b>	
	<b>H23.9.6~: 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)</b>	
	<b>H23.9.15~: いわき市、棚倉町</b>	
水産物	<b>H23.9.20~: 南相馬市</b>	
	イカナゴの稚魚	H23.4.20~ 全域
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.6.22解除: 全域
	<b>H24.3.29~: 新田川(支流を含む。)</b>	
肉	<b>H23.11.9~: 相馬市、南相馬市、広野町、猪苗町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村</b>	
	<b>H23.11.25~: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村</b>	

※ の箇所は摂取制限の対象